

2025 年 1 月 27 日

返戻金について

当組合の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、当組合は下記の率で算出した金額を返戻するものとします。但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

退職時期	返戻金の割合
入社 1 カ月以内に退職の場合	返戻金 支払った紹介手数料の 100%
入社 3 カ月以内に退職の場合	返戻金 支払った紹介手数料の 50%

※紹介手数料の返戻については、その事由発生の事実を当組合に書面で申し入れ、当組合がその申し出を受領した日の属する月の翌月中に返金を行います。

※但し、本件、制度の詳細・適用については、個別に各求人者との協議により定めます。

以上

埼玉県朝霞市東弁財 1-6-28 宮田ビル 2F
D e A i 協同組合